

令和5年第7回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和5年12月14日（第7日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博	9番	大串武次
2番	岸川信義	10番	吉岡英允
3番	友田香将雄	11番	草場祥則
4番	重富邦夫	12番	井崎好信
5番	中村秀子	13番	内野さよ子
6番	定松弘介	14番	西山清則
7番	前田弘次郎	15番	溝上良夫
8番	溝口誠	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	中村政文
企画財政課長	坂本博樹	総合戦略課長	山口裕一
税務課長	大串恭隆	住民課長	谷川友子
保健福祉課長	木須英喜	長寿社会課長	山下英治
生活環境課長	土井一	農業振興課長	吉村浩
商工観光課長	谷崎孝則	農村整備課長	吉村大樹
建設課長	笠原政浩	会計管理者	久原美穂
学校教育課長	出雲誠	新しい学校づくり専門監	永石敏
生涯学習課長	矢川靖章	農業委員会事務局長	久原正好

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	中原賢一
課長補佐	川崎常弘
議事係書記	草場雅子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

14番	西山清則	15番	溝上良夫
-----	------	-----	------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第94号 白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第95号 白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第96号 白石町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第97号 白石町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第98号 白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第102号 令和5年度白石町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第8 議案第103号 令和5年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第104号 令和5年度白石町下水道事業会計補正予算（第2号）

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、西山清則議員、溝上良夫議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、議案第94号「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第94号「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

日程第3

○片渕栄二郎議長

日程第3、議案第95号「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第95号「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

日程第4

○片渕栄二郎議長

日程第4、議案第96号「白石町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

今回、町の機関等の行政手続におけるインターネットの利用ということで、オンライン化が今後進むと思っています。そういった状況の中で、もう既に白石町でも民間等のオンライン化というのは進んでいる状況なので、この条例というのはむしろちょっと遅かったのではないかなという気もしています。佐賀県とかの連携も必要ですし、他の市町村との連携も必要になってくるのではないかなと思います。佐賀県内の状況について、遅れてはいないか白石町はと思っていますが、それについて状況が分かりましたらお願いします。

○中村政文総務課長

県内の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定は、状況はどうであるかということでございます。

詳細までの調べは、今現在では手元にございませぬけれども、県のほうは国のオンライン化法を含めまして早急に制定をされております。平成16年に策定をされておったところですよ。佐賀県行政手続における情報通信の技術の利用に関する条例ということでございます。

他の市町の状況はどうかということでございますけれども、すみません、数的には把握はできておりませぬが、約半分程度というところではないかなと思ひます。確かに議員が申されまますように、条例等で定め等がないものについてはオンライン申請を実施してきた手続は幾つかあるというふうには認識をしております。例えば、国で言いますと、転出届の提出とか、あと過去に行いました1人10万円の特別定額給付金等々が挙げられます。

あくまで例規上の話にはなりますけれども、条例等の様式の指定がなされている行政手続については、条例がないとオンラインによりまます行政手続はできないというふうなことになると思ひておりますので、今後本格的にオンラインの申請を進めていくためには、例規の整備が必要ということ、今回上程をさせていただいておりますのでございます。

以上です。

○内野さよ子議員

末尾にも書いてありますが、令和6年1月4日から施行ということになってはいますが、今はマイナンバーカードの手続等についてはまだどうなってるのか、私もこの前申請をしましたがまだなってませぬが、もう1月4日、来年ぐらいからマイナンバーカードを出したら手続ができるようになるというわけではないですね。すぐになるというわけではないですね。

○中村政文総務課長

マイナンバーカードを提出したからすぐなるというか、このオンラインの手続をする過程において、個人認証が必要であるかどうかというところからの話になるかというふうには考えまますので、オンラインの申請に基づいて申請をされると、そこで個人の特定が必要であるというような申請についてはマイナンバーでの確認ができるというふうには捉えております。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第96号「白石町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、原案のとおり可決されました。

日程第5

○片渕栄二郎議長

日程第5、議案第97号「白石町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○重富邦夫議員

おはようございます。

この改正の勉強会の際の資料を頂いた中の内容の、主な改正内容の中の③の緊急代執行の部分ですけれども、ここの部分は、そのときの説明では国からのガイドラインが示されていないということでございました。特定空家とかに指定するための根拠となるようなこと、数字、指標といいますか、そういったものがガイドラインが出来上がってくると同時に、ここは緊急代執行に当たりますよというような根拠となるものが示されてくるものなのではないでしょうか。そのあたりのところを教えてくださいたいと思います。

○山口裕一総合戦略課長

現在、これはちょっと話が違うんですけども、行政代執行の場合というのが国交省のほうで外観目視の基準というのがございまして、そういったことでガイドラインで示されております。これは数値的なものになります。緊急性というのをそのあたりで数値化できるかどうかということもあるんですけども、恐らくこういった事例はこの緊急代執行に当たるという形で今後示されてくるものと理解しております。

以上でございます。

○重富邦夫議員

今後、示されなければなかなか先のことは言えないというような形なんだろうけれども、数字で示された場合、幅とかがなければ近隣住民さんが不安でたまらないというような中でなかなか納得はいかないというような場合があるのかなというところですか。そういうときに、緊急代執行に当たりませんというような判断をされたときに、いろいろいざこざというかもめごとというか、町民さんの間でそういう声が出るのかなというようなことをちょっと想像いたしましたので、そのあたりのところを詳しく分かった後でいいですので、また後で教えてくださいたいというふうに思います。

○山口裕一総合戦略課長

これは恐らくの話で申し訳ないんですけども、どういった近隣への影響があるのかで、危険度合いの影響があるのかとか、そういったあたりも非常に関連のあることになってきますので、数値的なもので示されない部分というのも当然あるはずですし、ある程度行政のほうで、我々自治体のほうで判断しなければならないといったケースも当然出てくると思います。そういったこと、また今後、国の動きも御説明差し上げたいと思っております。今後ですけども、よろしく願いいたします。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○溝上良夫議員

空き家対策というか、危険空き家。固定資産税が上がるという話がそろそろ出ていますので、そういうのはまだ全然決まってないんですかね。

いいですか、そういう質問。いいですか、議長。その件に関して。6倍になるという話は。

○山口裕一総合戦略課長

現在におきましても、実は特定空家の場合というのは、勧告をされると住宅用地の特例、200平米まで6分の1というような特例は取れることになっております。そういう状況でございます。

○溝上良夫議員

確認。6分の1がなくなるから6倍になるという話なんですかね。そういう理解でいいですか。

○大串恭隆税務課長

今、総合戦略課長が申しあげました居住の部分について、1つの画地が住宅用地200平米までは6分の1、それを超えた分について、居住面積の10倍までが3分の1ということで、200平米以内に収まる場合はその土地の評価については評価額の6分の1が課税標準額になると。この課税標準額に対しまして税率の1.4%を掛けて税額が出てくるということでございます。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第97号「白石町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、原案のとおり可決されました。

日程第6

○片渕栄二郎議長

日程第6、議案第98号「白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第98号「白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、原案のとおり可決されました。

日程第7

○片渕栄二郎議長

日程第7、議案第102号「令和5年度白石町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

質疑に入ります。

なお、質疑は区分ごとに3回まで、また質疑の際には、補正予算書の何ページ、説明資料の何ページとはっきりお示しください。

まず初めに、総括関係で補正予算書の1ページから7ページの第4表地方債補正まで、質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

次に移ります。

歳入関係で11ページから15ページまで、質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

次に移ります。

歳出関係で16ページから28ページの下水道費まで、質疑ありませんか。

○溝口 誠議員

予算書の17ページ、説明書の1ページ、この企業版ふるさと納税事業について伺います。

まず、地方創生のために事業を進めていく際に活用するというところでございますけれども、総務省に申請をするときに、当町としては、この使い道は学校整備、それともう一つが須古城文化財指定のこの2つを挙げられております。そういうことで、幅広い活用をするためにもう少し枠を広げてみてはいかがでしょうか。

それともう一つは、していただく事業所が九州管内ということで九州内だけありますけれども、白石町の応援をしたいという企業は全国にあると思いますので、今回は九州内でそういうPRをしてもらうということですが、将来的には全国に広がっていくことは考えておられるのか。そしてまた、先ほど言いましたように全国でもこの白石を応援したいという企業はたくさんあります。非常にメリットがあるということで、最大約9割の税額控除が受けられる、企業にとっては大きな大きなメリットになるし、また佐賀白石を応援したいという企業の思いとマッチングするのではないかなど。そういうことで、広報をもっともっとしていけば、かなりの業者のほうでもしてもらいますけれども、行政のほうとしてもこの企業版のふるさと納税をやっていますよということで、賛同いただくような広報をどうしていかれるのか伺いたいと思います。

○山口裕一総合戦略課長

企業版ふるさと納税につきましては、当然企業の皆様に賛同いただかないと寄附が募れないわけでございます。

現在のメニューですけれども、公共施設の跡地の有効活用、小・中学校の統合再編に絡むところもそうなんですけれども、そのメニューが1つ、それと須古城の国史跡化ということで、それが1つということで2つの事業を出しておりますけれども、特に公共施設の跡地の有効活用に関しましては少しばかりメニュー的に漠然とした内容でございますので、このあたりをもう少しブラッシュアップをかけまして、具体的な事業に落とし込んでいきたいなと思っております。そうしませんとなかなか企業のほうも賛同しにくいということでございますので、そういった形でメニューのリニューアルを予定しているところでございます。

それと、企業については一応全国展開も視野に入れたところで今後行っていきたいと思っております。委託業者のみならず、町のほうでも現在ホームページのほうで掲載しておりますけれども、これを広げましてSNSでの紹介であるとか、いろんなイベントの機会等でチラシ、企業のほうでまたパンフレットのほうを作っていただくような格好になりますので、そちらのほうを活用してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

補正予算書の22ページです。

一番上段のところにあります介護職員等就職支援補助金218万9,000円とありますけれども、当初予算は250万円でした。私的に考えると、かなりの効果があったのではないかと思いますけれども、これは令和3年4月1日から本年の10月ぐらいまでではなかったかと思えます。そういうことを考えると、中途半端だなどは最初思いましたけれども、昨年を見ると前年度予算が300万円で最終は500万円ということで、最終的には今年度も10月でもう500万円に近い数字となっていますが、その辺のところの人数とか施設の情報がありましたらということと、それから私は効果があったんじゃないかなと思うんですが、その辺の効果についても行政としてどう思っているのかお願いいたします。

○山下英治長寿社会課長

介護職員への就職支援補助金についての御質問でございます。

これまでの実績について、まず答弁をさせていただきます。

令和3年から事業を開始をしておりますけれども、令和3年度については20名の方に補助金を交付をしております。さらに、令和4年度については63名の方、令和5年度直近では34名の方へ補助金を交付をしております。現在までのところトータル117名の方に交付をいたしております。

また、事業所については、対象となる事業所は町内に20の法人がございますけれども、現在までのところ18の法人に就職された方に対して補助をさせていただいております。

また、事業の効果等についてでございますけれども、アンケートを取らせていただきまして、事業者の方からは職員の就労意欲、またモチベーションの向上につながっているというような評価をいただいております。ただ一方、補助金を受給された方の意見を聞きましたところ、この当該補助金が就職先を選定する一助になったかということは、必ずしもそうではないというようなアンケートの結果でございました。

そういったことで、当初3箇年の事業ということで設定をしておりましたけれども、費用対効果等々を勘案しまして今年度限りで事業は終了をしたいと考えております。

以上です。

○内野さよ子議員

普通は3箇年というところ3月年度末まであるんですが、中途半端だなどは思いました。けれども、10月まででかなりの方が、一長一短あったかと思えますが、メリット、デメリット、介護福祉士の方や社会福祉士、あらゆる資格の方であったと思えますが、そこまで言ってなかったですけども、資格的にはヘルパーの方、看護師の方とか様々であったと思えます。その辺がどの職種が多かったのかなということも思っています。

けども、今年度限りでということでしたが、ある意味ではこういう施設に関しては、辞めたり、出たり、辞めたり、入ったりする、社会的にもそういうふうに言われています。辞める率が高いとか、そういうような状況からも、今のアンケートの結果ももう少しあるのかなというように感じもしましたが、職種についてはその辺は何か分かりますかね。分からなかったら分からなくていいです。

○山下英治長寿社会課長

就職支援補助金を受給された方々の職種としては介護士という方がほとんどでございます。

資格については、介護福祉士の免許とかホームヘルパーの免許を持った方が非常に多かったかなというふうに考えております。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

次に移ります。

29ページの農林水産業費から最後まで、質疑ありませんか。

○吉岡英允議員

おはようございます。

質問をさせていただきます。

予算書の31ページ、説明資料の4ページですかね、漁港費についてお尋ねをいたします。

漁港費の財源内訳ですけども、まずもって漁港費は修繕はやっぱり必要かとは思いますが、ノリもなかなか不作なんですけども施設はぴしゃっと整備せんばらんというふうなことです、いいことだと思いますけども、お聞きしたいのは財源内訳でございます。財源内訳を見ますと、一般財源から2,630万円丸々出されておりますけども、私ちょっと調べてみたところ、主な公共事業における費用負担、受益者負担の規定というふうなことがございます。その中の漁港のほうを見ますと、漁港漁場整備法がございまして、その中に事業費と維持管理費というふうなことで、2つ分類が分かれております。その中を見ますと、受益者費用負担ですけども、これは漁港管理者が持つというふうなことですけども、その中の以外の負担者というふうなことで、漁港の利用者というふうなことで規定がされております。漁港整備法のほうの第35条にぴしゃっとうたわれております。それを加味しますと、これはその他で、ここで受益者負担というが、今利用をされてる方、これ特定の方ですよね。我々、農家が使うわけでもない、漁業、ノリをされてる方が、特定の方が使われております。それを考えますと受益者負担が発生するんじゃないかなと思います。

それともう一つ、今年度の当初予算をまた見ますと、当初予算の説明資料の61ページですけども、緊急浚渫推進事業というふうなことで上げられておりますね。

その財源内訳の中に、7,000万円の事業ですけども、財源の内訳を見ますと地方債で6,200万円、その他で700万円、一般財源で100万円というようなことで、その他が白石土地改良区分担金というふうなことで700万円計上されています。そう考えますと、これも漁業者の一軒一軒からもらうのではなくて、漁業組合がごぞいますね、その中から分担金というふうなことでいただければ、特定の方が浮き棧橋ば使いよいさとやけんが、歴然とその管理もしやすかですよね。修理代に一般財源、公のお金ば全部出してしまうと、もう誰やかんでん使うてよかですよと、財源内訳を知れば、浮き棧橋のどこで誰でん使うことになるんですよね。そしたら、管理上も多分困ると思うとですよ。そこで私は、その他のほうで丸々一般財源で出すんじゃないなくて、一部分負担をお願いするというふうな考えがなかったかどうかお尋ねいたします。

○吉村大樹農村整備課長

漁港施設、今回で言いますと、浮き棧橋の補修の件でございしますが、ここの分については、令和5年4月9日に漁協のほうから破損の報告を受けまして、現地確認後、直ちに県水産課のほうに補修に係る経費について該当する国、県の補助事業がないのかをまず問合せをいたしまして協議をしたところでございしますが、あくまでもひび割れとかそういう補修でございましたので、機能を元に戻すだけということでは該当する補助事業がないということで返答を受けましたので、今回町単独費で修繕工事費ということで予算をお願いしているところでございます。

議員御質問の分担金は徴収しないのかということですが、現状先ほど申されましたとおり分担金制度というのがございまして、特に利益を受ける者から分担金条例による分担金を徴収することができるということがございます。

漁港漁場整備事業費におきましてもこの分担金徴収条例がございしますが、今回の予算につきましては、まず事業の内容が浮き棧橋の更新ではなくてあくまでも破損箇所の修繕ということ、それと浮き棧橋の破損の部分が経年劣化や漁業者の使用上の瑕疵ではないということで突発的な事故であると。それと、浮き棧橋を含む新有明漁港の施設の整備につきましては、整備終了後漁港漁場整備分担金として既に5%徴収をいただいていること。そういうことから、今現在も管理自体は町がしておりますので、維持管理の範疇と判断し、今回分担金を求めないということで判断したところでございます。

これが、将来的にまた整備を行う大々的な漁港の整備事業ということであるなら、ここの分については当然分担金を求めるべきものだというふうに考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

説明を受けて、大体内容は分かりましたけども、私の危惧するのは今後ですよ。今後、1回修繕をしたらまた申出があると思います。今回も全部修繕するんじゃないなくて、一部分だけでしょ。しておらんとこは絶対破損が出てくっですもんね。

1回その分担金も何も求めんで修繕、修理をした場合は、今後町のほうはずうっと、恒久的な施設やなかもんで、FRPか何か分かりますけど、そんなんでできとうけ

んが、今後構築物でも何でもなかけんが、もう絶対、もう1回してしまえば、分担金を何も求めない場合、ずうっと今後私は発生をするというふうなのが一番の危惧でございます。それで、この案自体に私は反対じゃなかですよ。修理は絶対してやらないかんです。ただ、財源構成を一部分見直しをしたほうが私はいいいんじゃないかなというのを申し伝えておきます。

○吉村大樹農村整備課長

議員御質問のとおり、当然施設は老朽化していきます。補修も必要となると思いません。

現在、あくまでも所有が町であるから町のほうで修繕ということではしておりますが、今後そういう修繕が発生した場合の取り組みについては十分な漁協さんとの打合せが必要と思いますので、その辺については課題として協議をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○吉岡英允議員

そのときに、漁業会と覚書をちゃんと交わして、今後こういう対応をちゃんと約束事を交わすようにしておいてください。よろしくお願いします。

○吉村大樹農村整備課長

参考までにでございますが、今回予算立てをする中で他市町での修繕の負担の状況についても調査をいたしました。4市1町、周辺の市町に聞き取りをしたところ、この修繕に係る経費については、どの市町も分担金は求めてられないということでございました。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○重富邦夫議員

予算書の31ページ、漁港整備事業費の底質土砂分析業務委託料の詳細な説明を、実施主体がどこなのか、場所がどこなのか、1箇所だけなのかとか、その後どういふものに活用するのかとかそういった中身のことを詳しく教えてください。

○吉村大樹農村整備課長

漁港整備事業費の底質土砂分析業務委託の件でございます。

この部分につきましては、先ほど吉岡議員から御質問がありました浮き栈橋の補修工事に関連した予算づけというふうになっております。

今回修繕を行う浮き栈橋の下には汚泥が堆積をしておりますして、潮が引いた状態で浮き栈橋が下がったときに傾斜になっておるということから、それが原因か何か分か

らんとですけど、稼働不良のおそれがあるということで、再発のリスクを低減するために、浮き棧橋本体を再設置する前に下の汚泥を浚渫して平らにしたいということで計画をしておるところでございます。しかしながら、そういう港の中の泥土を移動させる場合、事前に浚渫土砂を採取しまして分析を行う、そしてその結果を基に海上保安庁、三池海上保安部と協議を行って、その結果浚渫土の移動ができるというふうになっております。

その調査結果等の内容につきましては、分析ということで大体33項目の分析がございまして、代表的なところを言いますと、水銀とかカドミウムとかダイオキシンとか、そういう成分調査をした結果、海上保安庁から移動していいですよという許可をもらって初めて移動ができるというふうになります。

そして、議員御質問の、移動はどこにするのかということになっておりますが、通常浚渫泥は全然ほかのところに船で持って行って海上投棄とか、そういうことになるんでしょうが、今回今のところ計画をしておるのは導流堤、堤防の中のところを浚渫します。その泥は導流堤の外側が波等で洗掘されておりますので、堤防の外側に泥を移動したいと、そして堤防を保護したいという形で申請をしたいなと思っております。以上です。

○重富邦夫議員

分かりました。

今のノリの不作とか、カキ床が大いに影響をしているということから、前は海の海底の中を大体平らにせんばらんにして何かしよんさったごたですけど、最近山を作ったみたいに、そういったところがカキ床だったりウミタケですか、そういったところの繁殖枠を多く見られるような形で、1箇所にもこもこと土砂を下ろしていくみたいな話を聞いたもんですから、県側と相談をされたのか、そのぐらいの泥土量では全然足りないのか詳しくは分かりませんが、そういうところも気にかけてしていかなばいかなもんのかなというふうなことを付け加えまして、次の質問、次のページをお願いします。

32ページ、道路新設改良費の中の通学路整備事業費なんですけど、ここは教育委員会が通学路として指定をする通学路の整備とかになってくるんでしょうけれども、開校までに指定されたものに対して通学路関係は工事は完了するものなのか、こういうものに対しては、例えで出しますが、教育委員会が100求めたと。通学路はお金が要ることなんですけど、100求めたうち、予算自体は建設課が持っておるわけで、そこをどのくらい毎年やっていくのかという裁量自体は建設課の予算ですか。建設課が30しかしませんというぎんそれまでなんですかね。そのあたりのその予算のやり取りと事業の進め方みたいなのがどういうふうな経過で決められていってるのかというのが気になりまして質問しているんですけど、その中身を教えてくださいというふうに思っています。

○笠原政浩建設課長

通学路整備事業ということで、道路新設改良費の中に予算を計上している。

この部分については、基本的には国庫補助事業を活用しながら、社会資本整備の中の通学路整備事業ということで取り組んでおります。今現在、海岸南北産業線、それから六府方南方線、それから廿治大井線に取り組んでおります。来年度以降につきましては、太原本線ということで順次計画をしているところでございますけど、基本的には、この社会資本整備の事業の中で予算を来年度の要望をして、我々が建設課として事業に取り組むことができるであろう量がある程度算定しながら県、国のほうに要望して、採択があった部分について毎年計上をしているというような状況でございますので、建設課云々じゃなくてあくまでもこの事業については建設課の中で事業に取り組んでいるというようなことでございます。

以上です。

○重富邦夫議員

そしたら、今後の、例えば街路灯なんかは一般財源でほかに国庫事業なんかあるんですかね。そこら辺がここまでやってくださいと、教育委員会側からすれば、一日でも早う100%になしたかわけですよね。何の不安もなく普通に通学できるような環境を整えてほしかと言うとは、私が教育委員会なら多分そういうふうに思うとぼってんが、ただ予算そのものがそうではないもんですから、使えるものが持たんもんですから建設課にお願いするしかなかと。街路灯なんかは一般財源でやる場合とかは、結局ほかんともせんばらんわけですよね、担当課としては。そこの裁量の在り方というか進め方というか、その辺の協議の在り方がどういうやり方をしてるのかというのを聞きたいんですよ。

○坂本博樹企画財政課長

予算に関することでございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。道路事業等につきましては、先ほどの通学路整備等につきましては社会資本整備、そういった国庫事業等を活用して2次計画の中で進めさせていただいております。予算の動きについては、先ほど建設課長が申しましたように、次年度の要望について国等に上げて採択を受けて進めるというようなところでございます。

あと、先ほどの一般財源でできる部分、補助がない部分という話でございますけども、そこについては先ほど言いますように、例えば学校教育課の通学路として整備する区域、部分、それと実際する建設課、それと予算を配分する企画財政課、そういったところで協議しながら、まず人間的なものもでございます。そして、全体的な予算もでございます。そういった中で、今まで予算等のことについてお答えしている中では、事業の取捨選択とか優先順位というようなお答えをさせていただいておりますけども、そういった中でどこまでがまず必要なのか、そしてそれが年度内にできるのか、そういったところも十分検討しながら、それとその事業については、財源的に潤沢にあれば単年度というのも当然可能なこともあるかと思っておりますけども、そういった財政的な部分も含めて、まずどこまでできるのかというところを十分関係部署と協議をしながら予算を編成してるというようなところでございます。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○笠原政浩建設課長

先ほど、重富議員のほうから街灯等の事業もあるのかというようなことでございます。

道路の街路灯等の事業につきましては、当然社会資本整備事業のメニューの中に項目がございますので、今後状況に応じながら必要に応じて要望して事業化に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○友田香将雄議員

すみません。

予算書38ページの保健体育費のところの高等学校全国大会出場助成事業ということで20万円計上されています。恐らく白石町文化スポーツ振興事業激励費についての関連なのかなということで想定してるんですけども、この詳細を教えてもらってもよろしいでしょうか。

○矢川靖章生涯学習課長

この高等学校全国大会出場助成事業につきましては、佐賀農業高校が全日本短剣道大会に2月11日に出場を予定されてますので、その団体の補助金ということになります。

以上です。

○友田香将雄議員

すみません、単純な確認をしたかったんですけども、大変すばらしいことじゃないかなということを考えることを大前提なんですけども、ホームページのほうにスポーツ振興事業激励費についてのところの内容が、一応各団体10万円が限度ですということだったので、先ほどのお話だったら1つの団体だったので、それが10万円以上の20万円支出されているのはなんでかなというのが1つ目と、あと交付の対象として中体連、高校総体等学校教育に関するものは交付の対象になりませんというふうにありました。私としては、そういう支援はしていいんじゃないかなというふうに思ってるんですけども、ここの整合性は取れてないんじゃないかなというのがあったので、そちらについての答弁をお願いします。

○矢川靖章生涯学習課長

すみません、今補助金交付要綱を手元に持っておりませんので、後でもって回答させていただきます。

○片渕栄二郎議長

ほかに。

○井崎好信議員

予算書の29ページ、説明資料の3ページでお伺いをしたいと思います。

農地集約協力金事業についてでございます。

事業の内容といたしましては、園芸団地確保のためというようなことで耕作者に協力金を交付するという事業でございます。農業委員会では、参考借地料といたしまして、畑地は1万円前後ぐらいじゃなかったかなというふうに思います。協力金というようなことで、それでは少ないだろうというようなことからのこの10アール当たり3万円を協力金として交付されるという事業だろうかと思えますけれども、この3万円はもちろん単年度だと思えますけれども、単年度でしょうか。それと、もう一つは、この3万円に至った根拠、それをお伺いいたします。

○吉村 浩農業振興課長

ただいま質問をいただきました協力金のことについてですけれども、これはもうおっしゃるとおり単年度の、事業自体は令和5年度から8年度までありますけれども、この農地の取引があった1回限り交付をされるものです。

この3万円の根拠ですけれども、佐賀県の事業でありまして、大きくは時々申しますけれども、さが園芸888、888億円運動、その一環としてするものですけれども、佐賀県内の状況を踏まえて3万円に設定されたということで聞いております。

以上です。

○井崎好信議員

それでは、この3万円、来年からといいますか、今年の借地料、農業委員会の参考借地料を参考に幾らで、プラス3万円ということでしょう。協力金が3万円借地料はちゃんとほかに別途支払われるという、それが幾らになるか。

それと、もう一つは、大分新開地区も企業の方が参入をされておまして、その借地料が大体どれぐらいなのか、もう大分借地を下からされてるかと思えますけれども、その借地料が大体幾らなのか、そこを分かりましたら教えていただきたいと思えます。

○吉村 浩農業振興課長

先ほど申されましたとおり、通常の借地料に上乘せをしてこの協力金を支払うということでこの事業をやることになるんですけれども、今現在の借地料については、すみませんがどちらのほうも、企業のほうも資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えいたしたいと思えます。

○片渕栄二郎議長

ほか。

○矢川靖章生涯学習課長

先ほど、友田議員のほうから御質問された高等学校全国大会出場助成事業の件でお答えをいたします。

今回の20万円の助成金につきましては、交付要綱としては高等学校全国大会出場助成金交付要綱のほうで助成をさせていただいております。ほかにも、先ほど議員のほうから話されました白石町文化・スポーツ振興事業激励費交付要綱というのもございまして、こちらのほうも個人であったり団体であったりというところで、1人当たり九州大会で5,000円、全国大会で1万円、世界大会で5万円というふうな交付要綱になっておりますが、高等学校全国大会出場助成金交付要綱の別の要綱であります、今回の助成金はですね。それでは白石高等学校、そして佐賀農業高等学校、町内の2校の高等学校に対しての補助金の要綱となっております、この2校のほうが全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球大会、全国高等学校駅伝大会、またはこれに準ずる大会に出場する場合に、登録部員1人当たり2万円、総額20万円を上限として交付をするような要綱となっておりますので、こちらの交付要綱によって助成金を交付をしております。実績としましては、白石高校の女子駅伝部が全国大会に出場されるときにもこの上限20万円について交付をしているというところになります。

以上です。

○友田香将雄議員

すみません、よく分かりました。

これ、実は今後の課題になってくるんじゃないかなとは思いますが、そもそも、高校の助成金の内容と小・中学校の大会に対する補助の内容が異なる合理的な理由は何かあるのかなって単純に思ったところです。実際、大会については同じ全国大会であろうと小・中高生であろうと、費用としては同じ形で全国大会としては送り出すべきであるとは思いますが、そこに対する統一されたそのルールづけを今後やっていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。なぜ高校だったら上限が団体として10万円じゃなくて20万円なのか、何で小・中学生だったら10万円しかできないのか、そこは何かおかしいんじゃないかなと思うので、そこは今後の多分一般質問とかでも取り上げさせていただくとは思いますが、その合理的な理由というところを明確にして、恐らく本町としてもスポーツ振興を今後ますますやっていただけるということで伺っていますので、そのあたりについては一つの検討材料として今後取り扱っていただきたいなというふうに思っております。

○吉村大樹農村整備課長

一部、私の発言で訂正をいただきたいと思っております。

重富議員の御質問の中で、私、海洋投棄という言葉を使ったと思うんですが、そこ

の部分については、「浚渫泥を海洋投棄」ではなくて、「浚渫泥での漁場造成のための移動」ということで、訂正をさせていただきたいと思います。

以上です。

○矢川靖章生涯学習課長

先ほどの友田議員の御質問のほうの回答ですけれども、高等学校全国大会出場助成金については、団体で出場されるというところであったり、高校の団体での出場というのはメディアで取り上げられたりというのがありまして、白石町のPRを図るためという目的もございます。その中で高等学校を別で交付要綱を作成して交付しているという状況もあります。今後も検討が必要な面もあるかとは思っております。

以上です。

○久原正好農業委員会事務局長

先ほど、井崎議員さんのほうから有明の新開のほうの賃貸借の価格の件で御質問があった部分です。農業委員会のほうが今照会しておりますので、私からお答えをさせていただきます。

先般、いちごトレーニングファームの方の部分で借地の御契約をされているという実績がございます。これについては反2万円というところで契約をされているようです。

議員のほうからもおっしゃられたように、現在農業委員会のほうから白石町賃借料情報で平均価格の情報をずっと農業委員会だよりの中で御紹介をさせていただいてます。現在、畑の場合は大体1万円ちょっとではないかというところで推移をしている状況です。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第102号「令和5年度白石町一般会計補正予算（第6号）」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

日程第8

○片渕栄二郎議長

日程第8、議案第103号「令和5年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第103号「令和5年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

日程第9

○片渕栄二郎議長

日程第9、議案第104号「令和5年度白石町下水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第104号「令和5年度白石町下水道事業会計補正予算（第2号）」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は終了しました。

明日も議案審議です。

本日はこれにて散会します。

10時43分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年12月14日

白石町議会議長 片 淵 栄二郎

署 名 議 員 西 山 清 則

署 名 議 員 溝 上 良 夫

事 務 局 長 中 原 賢 一